

<h1>静岡市報</h1>	No. 158
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

規 則

- 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・・・ 2
- 静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

訓 令

- 静岡市職員の人事評価に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

教育委員会訓令

- 静岡市立学校勤務の市費負担職員の勤務時間に関する規程の全部改正・・・・・・・・・・ 13

告 示

- 静岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 静岡市子ども・若者支援地域協議会設置要綱の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15



規 則

静岡市規則第78号

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成28年6月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例(平成28年静岡市条例第41号)の施行期日は、
平成28年6月20日とする。

静岡市規則第79号

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年6月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

静岡市建築基準法施行細則（平成15年静岡市規則第229号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「建築物」を「特定建築物」に改め、同条中「よる市長が指定する建築物」を「より市長が指定する特定建築物」に改め、「もの」の次に「(政令第16条第1項各号に掲げる建築物を除く。)」を加え、同条第1号中「除く」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2号中「限る」の次に「。以下同じ」を加え、同条第5号中「又は3階以上の階若しくは地階にその用途に供する部分を有し、かつ、それぞれの部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの」を削り、同条第8号中「、旅館又は簡易宿所」を「又は旅館（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第4項の簡易宿所営業に供する建築物を含む。）」に改め、同条第11号を削る。

第11条の見出し中「指定建築物」を「特定建築物」に改め、同条第2項表以外の部分中「建築物」を「特定建築物」に改め、同項の表を次のように改める。

特定建築物の用途等の区分	時期
学校の用途に供する建築物	平成28年及び同年から起算
病院又は診療所の用途に供する建築物	して2年ごとの年の8月1
公会堂又は集会場の用途に供する建築物	日から11月30日まで
百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、飲食店又は料理店の用途に供する建築物	
ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもの	
劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物	平成29年及び同年から起算
観覧場の用途に供する建築物	して2年ごとの年の8月1
ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する建築物で、その用途	日から11月30日まで

に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途の建築物を含む。）の用途に供する建築物
ボーリング場の用途に供する建築物
共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物
体育館、博物館、美術館、図書館、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物
展示場又は待合の用途に供する建築物

第12条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条第1項中「建築設備」を「特定建築設備等」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「個人住宅等の内に設置されるもので、専ら当該個人住宅等に居住する者が使用するものを除く」を「昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50センチメートル以上高いものに限る」に改め、同号を同項第1号とし、同項第4号中「第10条各号」の次に「及び政令第16条第1項各号」を加え、「建築物」を「特定建築物（以下これらを「報告対象建築物」という。）」に改め、「限る」の次に「。以下同じ」を加え、同号を同項第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) 第10条各号に掲げる特定建築物に設ける政令第16条第3項第2号の防火設備

第12条第2項を削る。

第13条の見出し中「指定建築設備等」を「特定建築設備等及び昇降機等」に改め、同条第2項中「建築設備等（前条第1項の建築設備及び同条第2項の昇降機等をいう。以下同じ。）」を「特定建築設備等及び昇降機等」に改め、同項の表を次のように改める。

特定建築設備等及び昇降機等の区分	時期
エレベーター	毎年法第7条第5項又は第7条の2第5項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の検査済証の交付を受けた日（工事の着手が昭和35年4月1日前の特定建築設備等及び昇降機等にあつては、同年5月1日）に相当する日の30日前の日から同日の30日後の日まで
エスカレーター	
小荷物専用昇降機	
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの	
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	
メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛	

行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	
換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置	毎年8月1日から11月30日まで。ただし、省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目（以下この項において「検査項目」という。）にあつては、法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証（以下この項において「検査済証」という。）の交付を受けた日の翌日から起算して3年（1月1日から7月31日までの間に検査済証の交付を受けた場合あつては、2年）を経過する日の属する年までのいずれかの年の8月1日から11月30日までとし、その後は前回の当該検査項目に係る報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日の属する年の8月1日から11月30日までとする。
防火設備	毎年8月1日から11月30日まで。ただし、省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目（以下この項において「検査項目」という。）にあつては、法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証（以下この項において「検査済証」という。）の交付を受けた日の翌日から起算して3年（1月1日から7月31日までの間に検査済証の交付を受けた場合あつては、2年）を経過する日の属する年までのいずれかの年の8月1日から11月30日までとし、その後は前回の当該検査項目に係る報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日の属する年の8月1日から11月30日までとする。

第33条第3項中「第10条各号に掲げる建築物」を「報告対象建築物」に、「同条各号に掲げる建築物」を「報告対象建築物」に、「及び建築設備等」を「並びに第12条各号及び政令第16条第3項各号に掲げる特定建築設備等（以下「報告対象建築設備等」という。）並びに政令第138条の3の昇降機等（以下「報告対象昇降機等」という。）」に、「建築物又は建築設備等」を「特定建築物、特定建築設備等又は昇降機等」に改め、同項の表中「建築物・換気設備・排煙設備・非常用の照明装置」を「特定建築物、換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置並びに防火設備」に改め、同条第6項中「第10条各号に掲げる建築物又は建築設備等」を「報告対象建築物、報告対象建築設備等又は報告対象昇降機等」に、「当該建築物又は建築設備等」を「当該報告対象建築物、報告対象建築設備等又は報告対象昇降機等」に、「建築物・建築設備等変更・休止・再使用・除却届」を「特定建築物・特定建築設備等・昇降機等変更（休止・再使用・除却）届」に改める。

様式第31号（表）中

「

※No.	設置計画書（建築物・換気設備・排煙設備・非常用の照明装置）
------	-------------------------------

を
」

「

※No.	設置計画書（特定建築物・換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備）
------	--------------------------------------

に、
」

「

8 定期報告対象の建築設備	換気設備・排煙設備・非常用の照明装置
9 他の建築設備	エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機

を
」

「

8 定期報告対象の建築設備	換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備
9 定期報告対象の昇降機	エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機

に
」

改め、同様式（注）3中、「建築基準法施行細則」を「建築基準法施行令第16条第1項各号及び静岡市建築基準法施行細則」に改める。

様式第35号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

静岡市訓令第17号

各局
各区役所

静岡市職員の人事評価に関する規程を次のように定める。

平成28年6月3日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の人事評価に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第23条の2第2項の規定に基づき、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(被評価者の範囲)

第2条 この訓令に基づく人事評価の対象となる職員（以下「被評価者」という。）は、一般職の職員とする。ただし、他の地方公共団体等への派遣、研修その他の事情により人事評価の実施が困難であると市長が認める職員の人事評価については、別に定めるところにより実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の人事評価については、実施しないことができる。

(1) 非常勤職員

(2) 法第22条第2項の規定により臨時的に任用された職員であって、人事評価の結果を給与等へ反映する余地がないもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、第4条の人事評価の期間において勤務した期間が3月に満たない職員その他市長がやむを得ない理由があると認める職員

(人事評価の方法)

第3条 人事評価は、行動評価（標準職務遂行能力の類型を示す項目として市長が別に定める項目（以下「評価項目」という。）ごとに定める着眼点に基づき、職務の遂行の過程における

職員の行動（以下「職務行動」という。）により実証された能力の客観的な評価による勤務成績の評価をいう。以下同じ。）及び業績評価（職員があらかじめ設定した業務目標（以下「業務目標」という。）の達成度及び達成に向けた過程における困難性に基づく、その業務上の業績の客観的な評価による勤務成績の評価をいう。以下同じ。）によるものとする。

- 2 行動評価は、評価項目ごとに評価の結果を表示する記号を付すほか、当該行動評価の結果を総括的に表示する点数及び記号を付すものとする。
- 3 業績評価は、業務目標ごとに評価の結果を表示する記号を付すほか、当該業績評価の結果を総括的に表示する点数を付すものとする。
- 4 前3項に掲げるもののほか、人事評価の方法に関し必要となる事項は、市長が別に定める。

（人事評価の期間）

第4条 人事評価は、4月1日から翌年3月31日までをその期間として毎年度実施するものとする。

（人事評価の段階）

第5条 人事評価は、一次評価、二次評価及び調整評価の3段階に区分して行う。

（一次評価者、二次評価者及び調整評価者）

第6条 一次評価者、二次評価者及び調整評価者（それぞれ人事評価の各段階における評価を行う者をいう。以下同じ。）は、市長が別に定めるものとする。

（評価補佐）

第7条 評価者は、評価補佐を指定し、評価に必要な観察、面談、記録その他の評価に必要な事務を委任することができる。

（研修の実施）

第8条 市長は、被評価者、評価者及び評価補佐に対して、人事評価に関し必要な研修を実施するものとする。

（果たすべき役割の確定）

第9条 一次評価者は、人事評価の期間の開始に際し、被評価者と面談を行い、業務目標を定めることその他の方法により当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割を確定するものとする。

（被評価者における自己申告）

第10条 一次評価者は、人事評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、当該人事評価に係る期間において当該被評価者の能力及び業績に関する被評価者の認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について申告を行わせるものとする。

(面談)

第11条 一次評価者は、人事評価の期間の中間の時期及び次条に規定する一次評価の前に、被評価者と面談を行い、当該被評価者の能力及び業績について確認するものとする。

(一次評価)

第12条 一次評価者は、被評価者について、第3条の規定による人事評価の方法により評価を行うものとする。

(二次評価)

第13条 二次評価者は、一次評価者による評価について不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、二次評価者としての評価の結果を表示する記号を付すものとする。この場合において、二次評価者は、当該記号を付す前に一次評価者に再評価を行わせることができる。

(調整評価)

第14条 調整評価者は、二次評価者による評価について審査を行い、適当でないと認める場合には二次評価者に再評価を行わせた上で、調整評価者としての評価の結果を表示する記号を付すことにより調整評価を行うものとする。

(結果の開示)

第15条 市長は、調整評価の終了後に、被評価者の人事評価の結果を、当該被評価者に開示するものとする。

(職員の異動又は併任への対応)

第16条 評価者は、人事評価の実施に際し、職員に異動又は併任が生じた場合は、これに適切に対応するものとする。

(人事評価の記録等)

第17条 人事評価は、職位及び職種に応じて市長が別に定める人事評価シートにより記録を作成しなければならない。

2 前項の人事評価シートは、10年間保管するものとする。

(人事評価の結果の活用)

第18条 人事評価の結果は、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

2 評価者は、人事評価の結果を職員の人材育成に積極的に活用するものとする。

(苦情への対応)

第19条 市長は、第15条の規定により開示された人事評価の結果に関する職員の苦情その他人事評価に関する職員の苦情について、別に定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 職員は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(雑則)

第20条 この訓令に定めるもののほか、人事評価の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

静岡市教育委員会訓令第8号

各市立学校

静岡市立学校に勤務する市費負担職員の勤務時間等の特例に関する規程を次のように定める。

平成28年5月23日

静岡市教育委員会

委員長 伊藤 嘉奈子

静岡市立学校に勤務する市費負担職員の勤務時間等の特例に関する規程

静岡市立学校勤務の市費負担職員の勤務時間に関する規程（平成15年静岡市教育委員会訓令第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、静岡市立の小学校、中学校及び高等学校に勤務する市費負担職員（事務職員、技術職員及び嘱託をいう。以下同じ。）の勤務時間、休憩時間及び週休日の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間）

第2条 市費負担職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とし、その割振り及び休憩時間は、学校の種類、地域性その他特殊事情を十分に考慮の上、校長が定めるものとする。

（静岡市立高等学校における週休日）

第3条 静岡市立高等学校に勤務する市費負担職員の週休日は、毎年度校長が定める期間においては、4週間を通じ7日とする。

2 前項に規定する期間における週休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 4週間当たり、あらかじめ校長が職員ごとに指定する3の土曜日

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第450号

静岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成19年静岡市告示第205号）の一部を次のように改正する。

平成28年5月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

別表の1法第25条の5第1号に規定する国又は地方公共団体の機関中「保健福祉局保健衛生部健康づくり推進課、保健福祉局保健衛生部葵健康支援課、保健福祉局保健衛生部駿河健康支援課、保健福祉局保健衛生部清水健康支援課」を「保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課」に改め、「子ども未来局子ども家庭課」の次に「、葵区役所健康支援課、駿河区役所健康支援課、清水区役所健康支援課」を加え、「及び保育児童課」を「、障害者支援課及び子育て支援課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第484号

静岡市子ども・若者支援地域協議会設置要綱（平成25年静岡市告示第473号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月8日

静岡市長 田 辺 信 宏

別表中「保健福祉局福祉部障害者福祉課、保健福祉局保健衛生部こころの健康センター」を「保健福祉長寿局健康福祉部障害者福祉課、保健福祉長寿局保健衛生医療部こころの健康センター」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。
